

旧田儀小学校利活用に係る事業計画に関する基本協定書（案）

出雲市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が旧田儀小学校利活用事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき提案した旧田儀小学校における事業計画（以下「事業計画」という。）に関し、下記事項のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、旧田儀小学校における乙の〇〇〇〇事業（以下「事業」という。）の開始及びそれに向けた準備並びに事業に必要な施設の整備運営の円滑化を図ることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の協定期間は、本協定の締結日から令和〇年〇月〇〇日までとする。

2 協定期間は双方の合意に基づき、変更することができる。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守しなければならない。

（事業の運営等）

第4条 乙は、旧田儀小学校において令和〇年〇〇月から事業を開始することを目途とし、開始後は地域と共に発展するよう、その責任において当該事業に供する施設を設置及び運営するものとする。

（努力義務）

第5条 甲及び乙は、相互に協力して第1条に規定する目的を達成するため、法令を遵守し、必要となる事務手続を進めるよう努めるものとする。

2 乙は、地元住民を対象とした事業内容等の説明会を開催し、地域住民の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めるものとする。また、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮する。甲は、地元説明会の開催に協力する。

3 旧田儀小学校の体育館は避難所に、校庭は避難場所になっているため、その機能維持に向け配慮すること。

4 地元住民の社会教育等のための施設利用について、可能な限り配慮すること。

(本件契約の相手方)

第6条 乙は、乙の本事業計画その他事業の開始に必要な事項について甲と合意したときは、合意した内容の履行を条件として本件契約の相手方となるものとする。

(土地調査等)

第7条 乙は、事前に甲の承認を得たうえで、旧田儀小学校において、事業計画を具体的に実施するために必要な建物、土地等の調査等を行うことができる。

(協定の解除)

第8条 甲または乙は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 募集要項に基づく提案内容が、本市の許認可・指定等が必要となるものであった場合に、その許認可・指定等が受けられなかったとき
- (2) 本件契約が令和〇年〇月〇〇日までに締結されなかったとき又は甲若しくは乙が本件契約の締結される見込みがないと判断するとき
- (3) 甲又は乙が、相手方に本協定上の義務の履行を催促したにもかかわらず、なお当該義務が履行されないと認められるとき
- (4) 甲又は乙の都合により事業の開始に必要な手続きが継続できないこととなったとき
- (5) 甲及び乙が本協定の解除について合意したとき
- (6) その他やむを得ない事由が発生したとき
- (7) 乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、又は刑法（明治40年法律第45号）に関する法令違反の事実があるとき
- (8) 乙が次に掲げる反社会的勢力に該当するとき

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

エ 暴力団準構成員

オ 暴力団関係企業

カ 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

キ 社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

ク アからキまでに規定する者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又

は個人

2 甲及び乙は、前項の規定により本協定が解除されたときは、相手方に対し何ら損害賠償の請求を行うことはできないものとする。ただし、乙が甲の承諾を得ずに事業計画の主要な部分を変更するなど、乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の相手方として不相当と認められる事情が生じたときは、甲は本協定を破棄し、乙に対して損害賠償の請求を行うことができる。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、民法およびこの契約の他の条項に関わらず、引き渡された施設が、種類または品質に関して契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。

(本件契約不調の場合の処理)

第10条 事由の如何を問わず、本件契約の締結に至らなかった場合（甲又は乙の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、既に甲及び乙が本利活用計画に関連して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係を生じないことを確認する。

2 甲又は乙のうちいずれか一方の責めに帰すべき事由により、本件契約の締結に至らなかった場合は、当該一方が既に本計画に関して支出した費用は、合理的な範囲において他方が負担する。

(通知)

第11条 本協定に定める報告、通知、協定の解除等は、書面により、本協定に記載された当事者の名称及び所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、その名称及び所在地を変更した場合は、当該変更内容を本協定の相手方に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 甲及び乙は、本協定上の権利義務につき、本協定の相手方の承諾なく第三者へ譲渡し、承継し、又は委託してはならない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを相互に確認

する。ただし、法令に基づき官公庁から開示が要請された場合、甲又は乙との契約に基づき弁護士その他本事業に関わるアドバイザー等に守秘義務を課して開示する場合、甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、前項ただし書の規定により情報を開示したときは、速やかに相手方に対してその旨を報告する。

(準拠法)

第14条 本協定は、日本国の法令に準拠する。

(管轄裁判所)

第15条 本協定に係る訴訟は、松江地方裁判所出雲支部をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議して定めることとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 () 月 日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之 印

乙 △△△△△△△△△△△△
□□□□□□□□
代表者 ○ ○ ○ ○ 印